

# 公立大学法人横浜市立大学規程第114号

## 公立大学法人横浜市立大学環境安全規程

### (目的)

第1条 この規程は、横浜市立大学（以下、「本学」という。）における教育・研究活動に伴い生ずる化学物質の管理体制等について定め、研究・教育活動に携わる職員・学生及び地域住民の安全を守るとともに、大学及び周辺地域の環境保全を図ることを目的とする。

### (定義)

#### 第2条

(1) この規程において「化学物質」とは、全ての元素及びその化合物のうち、環境安全上注意を要する物質をいう。

(2) 環境安全とは、環境汚染及び災害事故の防止並びに廃棄物の適正処理及び処分をいう。

### (学長の統括)

第3条 学長は、本学における教育・研究活動に伴い生ずる化学物質の管理に関する業務を統括する。

### (所属長の責務)

第4条 各所属の所属長は、環境安全に関して、学長を補佐し、次の業務を行う。

(1) 所属における化学物質の管理全般について、必要に応じ個別の取扱規則等を定めるとともに、管理体制について指揮監督する。

(2) 所属の職員及び学生に対して、化学物質の取扱について、周知徹底を図り、教育・指導を行う。

### (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、各所属の環境安全に関し必要な事項は、各所属長が発議し、学長が定める。

### 附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する「所属長」は、金沢八景キャンパスにおいては、国際総合科学研究所科長とする。